

住民基本台帳カード

身分証明書としても
便利です

市では、希望する市民に住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。

住基カードは、顔写真の入ったものと入らないものの2種類から選択することができ、顔写真入りカードは身分証明書として活用できます。

写真は上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影した縦45mm×横35mmのものをお持ちいただくか、市民課で撮影します。

カード交付時には、本人が数字4桁の暗証番号を住基カードに設定しますので、あらかじめご用意ください。また、生年月日など他人に分かりやすい番号は避けてください。

赤坂・遠山分室ではカードの交付手続きができませんのでご注意ください。

住基カードの交付手数料は500円で、有効期限はカード

を発行した日から10年ですが、市外へ転出したときは無効になります。市内での転居の場合は、住所の修正を行いますので、市民課または下総・大栄支所住民課窓口までカードをお持ちください。

住基カードの交付手続きについては、カードを受け取るまでの待ち時間が長くなることが予想されますので、ご理解とご協力をお願いします。

本人確認にご協力をお願いします。
申請の際は申請者本人に窓口に来ていただき、運転免許証やパスポートなど(官公署が発行した写真入りの証明書)で本人確認を行っていただきます。

これらの証明書などを持っていない人は、郵便により照会を行いますので、即日交付はできません。後日、再度窓口に来ていただいた上で交付となります。

96-11115)、大栄支所住民課(☎73-8066)へ。

住基カード交付後のサービス

○付記転出入の特例処理

住基カードを持っている人は、特例の転出届(付記転出)を前の市町村に郵送で行うことにより、転出証明書がなくても新しい市町村の窓口へ一回行くだけで転入手続き(付記転入届)ができます。

○公的個人認証サービス

インターネットを通じた行政手続きを安全に行うために使用する「電子証明書」の交付を受けることができます(手数料500円)。

住民基本台帳ネットワーク

全国どの市町村でも本人または同世帯の人の住民票の交付が受けられます(本籍・筆頭者氏名は記載されません)。

住基カードまたは運転免許証やパスポートなどをお持ちください。

成田市での交付手数料は300円になります。交付する市町村により手数料は異なります。

※くわしくは市民課(☎20-

1525)、下総支所住民課(☎96-11115)、大栄支所住民課(☎73-8066)へ。

使用済み自動車

適正な処分を
お願いします



道路などに放置された自動車は通行の障害となるばかりでなく、地域の美観を損ね放置自動車周辺にごみを不法投棄されたりするなど、生活環境の悪化をも生じさせています。

自動車の所有者は、自動車リサイクル法に基づき、購入時や最初の車検時または廃車時にリサイクル料金を預託してください。預託金はその自動車が解体処分される際のリサイクルに活用されています。

使用済み自動車は、販売店や引取業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。

冬季の水道管

凍結には
十分気を付けて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。

凍結を防ぐには布・フェルトなどの保温材料で保護するのが一番です。特に、屋外に露出している水道管には次のような注意が必要です。

○凍結したら、水道管に直接熱湯を掛けないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆつくり掛ける

○破裂したら、メーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)する

※くわしくは市水道部(☎22-0269)へ。ニュータウン地区の水道の修繕については県水道局成田支所(☎27-22332)へ。

不法投棄の防止

**土地の適正な管理が
大切です**

道路や個人の土地に家電製品や家庭ごみ、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。市では、不法投棄監視員や職員によるパトロールを行い、不法投棄の防止に努めています。

不法投棄の多い場所には監視カメラを設置したり、警備会社による夜間パトロールを行うなど、監視体制の強化を図っています。



設置されているカメラ

不法投棄を防止するには、地域の皆さんが日ごろから不審車両、不審者に注意を払うなど地域住民の目により監視することや、土地所有者の皆さんが草を刈ったり、空き地に柵を設けるなど適正な管理をすることも大切です。

不法投棄を発見したら環境対策課へ連絡をお願いします。

※くわしくは同課(☎20-1532)へ。

表参道の交通規制

**2月も引き続き
ご協力を**

期日 2月3日(日)・10日(日)・11日(月・祝)・17日(日)・24日(日)

区間と時間

○JR成田駅～薬師堂：午前11時

～午後2時

○薬師堂～成田山門前(鍋店かど)：午前11時～午後4時

※当日は定期路線バスを含めて車両通行止めとなります。くわしくは成田警察署(☎27-0110)へ。



成田市中小企業資金融資制度

**運転資金や
設備資金などに**

資金の種類と限度額

対象 市内で1年以上同一事業を営む中小企業の経営者

○設備資金：3、000万円

○運転資金：1、500万円

○零細企業向け資金(運転・設備)

：750万円

○季節資金：300万円
利率(年利)

○設備・運転・零細企業向け資金
・1年以内：2・6%

・1年を超え3年以内：2・9%

・3年を超え5年以内：3・0%

・5年を超え10年以内：3・2%

○季節資金

・6カ月以内：2・5%

・6カ月以上：2・4%

※くわしくは商工課(☎20-1622)へ。

スリップ事故に注意

**路面の凍りやすい
冬場には気を付けて**

冬は路面の凍結や積雪によるスリップ事故が多く発生しています。夜間や早朝は、雪や雨水が凍結して滑りやすくなっています。

特に橋の上や坂道、交差点、カーブ、トンネル内は注意が必要です。夜間の水まきは、凍結の原因になりますので、絶対にやめましょう。また、運転するときは必ずシートベルトを締めて、道路の状況に注意し、車間距離を十分に取、安全な運転で走りましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

2月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
2月4日(月)	並木町(野沢台・成瀬台・大久保台)地区	午後11時
2月5日(火)	並木町(日本松)地区、不動ヶ岡地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。



成田市消防出初め式

はしご車への 体験乗車も



消防車による放水

今年、消火・救助・救急演技と、音楽隊・成田高校付属小学校ダンス部の演技、子どもたちに毎回好評の特殊車両の展示・はしご車への搭乗体験を行います。

当日は、サイレンの吹鳴や信号用花火の打ち上げを行います。火災と間違わないようご注意ください。
日時 2月10日(日) 午前10時から

会場 国際文化会館駐車場(雨天時は大ホール)

※くわしくは消防本部総務課(☎20-15990)へ。

ヤミ金融や多重債務被害

無料相談会を 実施します

ヤミ金融被害や多重債務で困りの人を対象に、弁護士・司法書士・警察などによる電話相談・面接相談会を行います。

日時 2月17日(日) 午前10時～午後4時

会場 市役所3階第2応接室
電話相談 ☎23-3220(2月17日のみ)

※面接相談は、予約した人を優先して実施します。くわしくは県民生活課(☎043-223-2794)へ。

教育資金に利子補給

「国の教育ローン」を 受けている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受けて、高校・大学などに入学する人または在学している人や、その親族を対象に在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

利子補給条件 金融機関から「国の教育ローン」の融資を受けていて、次の2つの条件に該当する人

①市内に1年以上住んでいる人
②市税を完納している人

利子補給の期間 交付決定された月から、在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なもの 返済予定表、住民票(世帯全員が記入されたもの)、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

※申請方法など、くわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

野ねずみの駆除

薬剤の投入を 行います

農作物に被害を与える野ねずみの駆除を市内の田畑で行います。農業者が薬剤をネズミの巣穴に投入しますのでご注意ください。

実施期間 2月15日(金)～3月5日(水)

薬剤 ヤソチオン(旧成田市)、ラテミン(下総地区)

※土中に投入された薬剤は半年ほどで自然分解し、無害になります。くわしくはJA成田市営

農課(☎22-6717)、下総地区については北総農業共済組合(☎043-481-6911)へ。

監査結果の公表

平成19年度に実施した定期監査(学校監査)の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 野中憲男
同 海保貞夫

【学校監査】

期日 平成19年10月2日・3日・4日・5日・12日
場所 各小中学校

対象 平成19年8月末日までの財務に関する事務の執行状況

○小学校16校
成田・美郷台・八生・中郷・久住第一・久住第二・公津・平成・玉造・神宮寺・吾妻・公津の杜・滑河・小御門・名木・高岡小学校

○中学校5校
成田・久住・西・玉造・下総中学校

方法 学校配当予算の執行状況および施設などの管理状況について、諸帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受けて実施

結果 支出経理事務について、関係帳簿と証拠書類を照合したところ、計数は符合し、おおむね

適正に処理されているものと認められた。

なお、予算執行(特に児童生徒用の図書購入)にあたり、時期を失することのないように万全を期されたい。

施設の維持管理については、適切な維持・管理に努力されているが定期的に点検を行うとともに、経年による施設の損耗、機能低下も発生するので、適切な営繕計画のもとに今後とも教育環境の整備に万全を期されたい。

図書等備品の管理については、管理簿が調整され、おおむね現況記載がされているものと認められた。

※くわしくは監査委員事務局(☎20-1572)へ。

